

平成 24 年度

石巻地方広域水道企業団  
資金不足比率審査意見書

石巻地方広域水道企業団監査委員

石広水監第12号  
平成25年7月30日

石巻地方広域水道企業団  
企業長 亀山 紘様

石巻地方広域水道企業団  
監査委員 柴山耕一  
監査委員 青山久栄

資金不足比率審査意見の提出について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条  
第1項の規定により、審査に付された平成24年度石巻地方広域水道企業団資金不  
足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり  
意見を提出します。

# 平成24年度石巻地方広域水道企業団資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成25年6月1日～平成25年7月30日

## 第3 審査の方法

審査に当たっては、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がないため算定されない。

記

比率名	平成23年度	平成24年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) —	(%) 20.00